

○安城市公有財産規則（抜粋）

昭和43年3月1日安城市規則第7号

（貸付料）

第11条 普通財産の貸付料の額は、次に定めるところによる。

- （1） 土地の貸付料の年額 当該土地の課税標準額（固定資産税課税標準額の算定方法に準じて市長が定める額）に100分の4を乗じて得た額
 - （2） 建物の貸付料の年額 当該建物の適正な評価額に100分の5を乗じて得た額と土地の貸付料の年額との合計額
- 2 市長は、前項によることが不適当な場合は、別に基準を定めて普通財産の貸付料の額を定めることができる。
 - 3 第1項の場合において、普通財産の貸付期間が1年未満であるとき、又は貸付期間に1年未満の端数があるときは、月割りで計算し、なお1年未満の端数があるときは、日割りで計算する。
 - 4 普通財産の貸付けを受けた者は、市長が定める期限内に納入通知書により、普通財産の貸付料を納付しなければならない。